

地区社協活動 啓発・ふれあい事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に交付する地区社協活動 啓発・ふれあい事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地区社協活動 啓発・ふれあい事業」とは、地区住民に地区社協の存在と意義を周知する取り組み及び、地区住民が地区社協の活動を理解し、地区社協が行う活動へ地域住民の参加を勧誘する取り組みをいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地区社協は、地区社協活動 啓発・ふれあい事業補助金交付申請書【様式ふ1】を、補助金交付申請締切り日までに市社協に提出し、補助金を申請しなければならない。

(補助金請求)

第5条 事業を実施した地区社協は、市社協の指定する日までに、地区社協活動 啓発・ふれあい事業補助金請求書【様式ふ2】及び事業実績報告書【様式ふ3】を市社協に提出し、補助金を請求しなければならない。

(補助金交付)

第6条 市社協は前条の地区社協の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

補助金対象事業の内容と補助金額

事業内容	補助金額
1 地区社協だよりの発行 2 地区社協パネル作成 3 必須メニューを組み入れた福祉まつりの企画実施 ※必須メニューは、別紙を参照すること 4 地区社協の地域福祉活動の担い手づくりに関する取り組み 5 地区社協が主催する講演会や座談会などの開催 6 ひとり暮らし高齢者などを対象とした行事の開催 7 地域の小、中、高校、大学、専門学校等の児童、生徒、学生による地域でのボランティア活動 8 その他、必要とみなされた活動	上限 60,000 円

補助対象となるかならないか迷う場合は、ご相談下さい。

〈補助対象経費の例〉

- ①-1 地区社協だよりの発行に必要なデジタルカメラ、プリンターなどの備品の購入経費
- ①-2 新たに作成したもの
- ②-1 福祉まつりの福祉体験コーナーやスタンプラリーの景品代
- ②-4 従来のひとり暮らし高齢者の食事サービス事業以外でおこなう、三世代交流事業やひとり暮らし高齢者のつどいの会食会経費

〈補助対象とならない経費の例〉

- 事業実施にかかる会議等の弁当（ただし、お茶は補助対象）
- 敬老会および文化祭開催時に要した、講師謝礼、弁当、お祝品等の経費
- 飲食物を有料で販売する模擬店にかかる食材費
- 他団体への助成金

福祉まつり必須メニュー

別紙

No.	項目	内容例	準備物 (市社協で準備できるもの)
1	福祉まつりの広報	地区社協だよりやチラシの作成・配布、のぼりの設置等	のぼり
2	市社協・地区社協活動紹介	市社協活動紹介タペストリーの掲示、パネルや写真等で地区社協の活動を紹介 ※ただし、地区で実施している自治会型デイホームの活動紹介は必須	市社協活動紹介タペストリー
3	共同募金運動 PR (10/1 以降に実施する地区のみ)	ポスター、チラシ、募金箱の設置など	募金箱、赤い羽根
4	地域の実情に応じて実施する、健康や福祉に関わる交流・体験 (内容例から1つ以上選択して実施して下さい) ※内容によっては、関係機関の協力が必要なものもあります。	(1) 体験コーナー 自治会型デイホームの体験 育児体験 高齢者体験 車いす体験 視覚障害者体験 手話体験 点字体験 布のおもちゃ体験 健身器具(体力づくりを考慮した大人の遊具)の体験 (2) 喫茶コーナー (3) 福祉をテーマにした映画上映や講演会 (4) リハビリ、健康体操講習会 (5) 介護講習会 (6) 栄養のバランス相談 (7) 健康チェックや体力測定 (8) 福祉クイズの実施	高齢者体験グッズ 車椅子